

2-1 設定登録に係る特許料の納付期限

設定登録に係る特許料の納付は、特許すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に第1年から第3年までの各年分の特許料を一時に納付してください。（[特許法第108条第1項](#)）

特許権の設定の登録を受ける者は、特許すべき旨の査定又は審決の謄本が送達があった日から30日以内に第1年から第3年までの各年分の特許料を一時に納付しなければなりません。

なお、納付手続の簡素化、設定登録処理の迅速化を図るため、平成8年1月1日から「[包括納付](#)」の制度が導入されていますが、この制度の活用には、事前手続が必要なこと、適用範囲の制限等の制約がありますので注意が必要です。

特許料を納付すべき期間内に納付手続を行わなかったときは、出願の却下処分がなされます。（[特許法第18条第1項](#)）

特許料を納付すべき期間内に第1年から第3年分までの特許料の納付がなされない場合は、特許庁長官は、その出願を却下することができるので、権利化する必要があるのであれば期間管理に十分な注意を払ってください。

特許料の納付期間は、納付すべき者の請求により30日以内に限り、延長することができます。（[特許法第108条第3項](#)）

特許すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に特許料を納付できない場合は、その期間内に「[期間延長請求書](#)」を提出することにより、納付期限を30日以内に限り延長することができます（期間の延長請求は、出願人又はその代理人の請求に限られます）。

期間の延長請求をする場合は、特許法施行規則様式第2に規定する「期間延長請求書」により、【請求の内容】の欄に、「特許法第108条第3項の規定による特許料納付期限の30日延長」のように記載し提出してください。

なお、期間の延長請求には、手数料2,100円が必要です。

期間延長請求書の作成方法、記載事項の概要は次のとおりです。

【書類名】 期間延長請求書

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願 ー

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代表者】 (法人のみ記載してください。)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求の内容】

特許法第108条第3項の規定による特許料納付期限の30日延長

(2100円)

特 許

印 紙

請求人についてそれぞれの項目を記載してください。また、必ず押印してください。

代理人がいる場合に記載してください。必ず押印してください。

特許権の設定の登録を受ける者（個人・法人）が、市区町村民税非課税者又は所得税非課税者など所定の要件を満たす場合は、特許すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に特許料減免申請書を提出することにより、第1年から第10年分までの特許料の減免を受け、特許権の設定登録を受けることができます。

[\(特許法第109条\)](#)

減免措置の詳細及び申請手続については、「[特許料等の減免制度について](#)」をご覧ください。

<この記事に関するお問い合わせ先>

特許庁審査業務部審査業務課登録室 特許担当

電話：03-3581-1101 内線 2707

e-mail：[お問い合わせフォーム](#)